

令和 年度 給与所得等に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		主たる給与以外 の所得区分	営業等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	譲渡一時	課税標準	総所得③					
	給与所得			山林所得										分離短期譲渡				
	その他の所得計			総所得金額①										分離長期譲渡				

所得控除	雑損医療費		障害・寡・勤						控除	老配	扶養親族該当区分						本人該当区分				繰越損失																
	社会保険料		配偶者特別								特	同	老	人	16	歳	未	満	同	他		特	他	未	成	年	者	特	他	寡	婦	寡	夫	勤	勞	学	生
	小規模企業共済		扶養基礎								定	老																									
	生命保険料		基礎																																		
	地震保険料		所得控除合計②																																		

(摘要)

市町村民税	税額控除前所得割額④		受給者番号	氏名	指定番号
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
	均等割額⑦				
	税額控除前所得割額④				
	税額控除額⑤				
	所得割額⑥				
道府県民税	均等割額⑦		令和 年 月	調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、 寄附金控除などを含む	
	特別徴収税額⑧				
	控除不足額⑨				
	既充当額⑩				
	既納付額⑪				
	差引納付額(⑧-⑩-⑨, ⑩)				
	変更前税額⑫				
増減額(⑧-⑫)					
変更月	月	納付額	6月分		
			7月分		
			8月分		
問合せ先					

市町村分 + 道府県
= 住民税所得割額

市町村分 + 道府県
= 税額控除額

あなたの特別徴収税額を左
す。また、この通知書の記
て異議申立てをすることが
の翌日から起算して6ヶ月以内
な。あなたの取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異
議申立てがあった日から、1ヶ月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるた
め緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起する
ことができます。

第4条(第321条の6)の規定によって通知しま
日から起算して60日以内に市(町・村)長に対し
前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日
提起することができます。

㊦